

様式第2号(第9条関係)

会 議 録

会議名称	令和3年度 第5回 大空町廃棄物減量等推進審議会	
開催日時	令和3年12月17日(金)	午後3時00分から 午後3時23分まで
開催場所	大空町役場 1階1号会議室	
出席者の氏名	坂本一光 会長、原本光枝 副会長 藤本京一 委員、山本幸一 委員、岩原繁 委員、 石川直美 委員、嶋崎武 委員 町 長 事務局：住民課 星加課長、佐藤主幹、阿部主査 住民福祉課 下元主幹	
傍聴者の数	なし	
会議資料の名称	令和3年度 第5回 大空町廃棄物減量等推進審議会議案 資料：答申書	
審議内容及び結果	<p>【審議内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定に係る諮問に対する答申書最終確認 ・町長への答申 <p>【答申内容】 (答申書のとおり)</p>	

< 審議会顛末 >

1 開 会

2 議 事

〔会長〕 ごみ処分手数料及びごみ収集運搬手数料の改定に係る諮問に対する答申について事務局から説明を願う。

〔事務局〕 前回の審議会で事務手続き等の時間を考慮し、1回目の改定時期を令和5年4月1日からとしていた。先に答申書修正案として送付している通り、本来の審議会の意向は早期に改定を実施すべきとのことであったため、令和4年10月1日からと設定したい。

まず、この時期に間に合うように努力させていただきたい。しかし、例えば、現在、プラスチック材料やその他資材の供給が不安定であるので、指定袋の作成が間に合わない状況も考えられる。そのようなやむを得ない状況が発生した場合には、改定時期がずれることも可能性としてあるが、審議会の本来の考え方に修正した形である。

委員各位の了承をいただきたい。

〔会長〕 これから町長への答申を行うこととなっているが、このように修正して答申することとして良いか最終確認をしたい。意見はあるか。

〔委員〕 前回決めた開始時期は、事務手続きや住民説明のことを考慮したものである。それが可能であり、それに向けて努力するというのであれば、修正案で問題ないと思う。

〔会長〕 その他、意見がなければ、この答申書案で答申を行うこととして良いか。

(各委員 異議無し)

〔会長〕 それでは、答申を行う。町長に入室していただく。

(町長入室)

(坂本会長 答申書読み上げ、答申書手渡し。)

〔町長〕 手数料改定は、町で案を作成し住民説明を行うことが多い。しかし、廃棄物は生活していると必ず発生するもので、非常に生活に密着したものである。そのようなことから、案の作成段階から住民の代表という形で審議会を設置し、審議いただいた。審議にはとても苦労があったと思う。8回の審議会開催は、他の審議会と比べても多い。そのようなことから苦労が推察される。感謝する。

また、今回の答申では、激変緩和という配慮の意見もいただいた。合わせて感謝する。

今後は、付帯意見としてもあったとおり、住民に対し十分説明を行い、改定に向けて作業を進める。また、リサイクル率低下を招かないよう廃棄物の適正処理についても引き続き努力していく。

〔事務局〕

町長は、この後公務があるため退席する。

(町長退室)

〔会長〕 各委員から色々ご意見いただき、本日8回目の審議会で、受けていた諮問に対する答申が終わった。一段落ついた。感謝する。

その他事務局から何かあるか。

〔事務局〕 この審議会は、大空町廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づいて設置されている審議会である。

本条例に関連した部分で今後も皆さんの力を借りる場面があると思う。その際は協力願う。

〔会長〕 その他、各委員から何かあるか。

(各委員から無し)

〔会長〕 以上で、令和3年度第5回廃棄物減量等推進審議会を閉じる。

【以上、午後3時23分 閉会】